

米国及び EU の基準の比較

		米国（消費者製品安全委員会：CPSC）	EU（欧州標準化委員会）																		
適用日・承認日		1994年7月12日以降製造、輸入されたライターから適用	2002年5月25日承認（同年12月までに各国の規格とする） その後2006年5月11日欧州委員会決定により国際規格のEN ISO 9994:2002(チャイルドレジスタンスという概念では特に規定なし)とEU基準である13869:2002(チャイルドレジスタンス規定あり)の双方が義務付けされた。																		
適用対象		タバコ、葉巻、パイプ煙草に点火する目的で消費者によって幅広く用いられる火炎発生装置製品（＝シガレットライター）のうち、次に該当するもの 使い捨てライター 燃料はガスで、工場出荷額が2.25ドル（平成15年改定）未満のもの。 ノベルティーライター 娯楽的なオーディオ効果、視覚効果を備えたライター、5歳未満の幼児を使用者として想定していると一般的に認知される品目に類似した形状もしくは機能を持つライター	タバコ、葉巻、パイプ煙草に点火する目的で消費者によって幅広く用いられる火炎発生装置製品のうち、次に該当するもの 充填式で最低5年間の耐用年数、2年間の保証期間を有し、EU加盟国内でアフターサービスが行なわれるライター以外のももの。 工場引渡し価格が1,75ユーロ未満(2アメリカドルに相当)のライター(ただしこの価格の基準はあくまでも目安であり、他の要件が優先する。) ノベルティーライター 一般的に51ヶ月未満の幼児の興味をそそると認識されるもの、またはこの年齢層の幼児による使用を想定したものに何らかの形で類似している、ないしは娯楽的なオーディオ効果、アニメーション効果を備えた別途取り付け可能なホルダーや付属品が含まれる。																		
要件		試験において幼児パネルの85%について、ライターの完全な作動を防止しうるもの ライターのメカニズム及びシステムは次の機能・特徴を備えていること ・点火メカニズムの動作が完了すると、その都度自動的にリセットされる。 など	ノベルティーライターでないこと。 幼児パネルの少なくとも85%について、幼児によるライター操作を防止しうること 幼児による操作を防止しうるライター製品の作動メカニズム、及びシステムは下記の機能・特徴を備えていること。 ・点火メカニズムの動作が完了すると、その都度自動的にリセットされる。 など																		
試験方法	幼児パネル（100名）	42～44ヶ月の幼児：30±2名 45～48ヶ月の幼児：40±2名 49～51ヶ月の幼児：30±2名 なお、幼児パネルの男女比はおおよそ男：女＝2：1	同 左																		
	試験時間	5分間×2回	同 左																		
	試験結果の評価	最初の100名で の場合は次の100名で試験を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">幼児パネル</th> <th rowspan="2">参加幼児数 (累積人数)</th> <th colspan="3">模擬ライターの操作に成功した件数</th> </tr> <tr> <th>合格</th> <th>継続</th> <th>不合格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>100名</td> <td>0～10名</td> <td>11～18名</td> <td>19名以上 ×</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>200名</td> <td>11～30名</td> <td>-</td> <td>31名以上 ×</td> </tr> </tbody> </table>	幼児パネル	参加幼児数 (累積人数)	模擬ライターの操作に成功した件数			合格	継続	不合格	1	100名	0～10名	11～18名	19名以上 ×	2	200名	11～30名	-	31名以上 ×	同 左
	幼児パネル	参加幼児数 (累積人数)			模擬ライターの操作に成功した件数																
合格			継続	不合格																	
1	100名	0～10名	11～18名	19名以上 ×																	
2	200名	11～30名	-	31名以上 ×																	
その他	第三者への委託試験可能	加盟国政府より認可を受けた試験機関にて試験を行なう。同レベルのチャイルドレジスタンス基準が適用されている他国の試験機関で行なわれ承認を受けた試験報告書の提出も可																			
その他			EU各国では、2006年5月11日の決定を受け9月11日までに加盟国が措置をとること、そして2007年3月11日以降チャイルドレジスタンス基準を満たさないライター及びノベルティーライターの販売をEU市場内で禁止する規定が施行された。(フランスでは3月11日時点で市場に出回っているものについては1年間の猶予期間が与えられた。)																		